

官報号外 昭和二十八年三月六日

○第十五回 参議院会議録第三十一号

昭和二十八年三月六日(金曜日)午前十時三十分開議

議事日程 第三十号

昭和二十八年三月六日

午前十時開議

第一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(藤原道子君外七名発議) (委員長報告)

第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告) 中共地域からの帰還者援護に関する法律案(鶴平君(松野鶴平君の補欠)君の補欠) 同赤松常子君(カニエ邦彦君の補欠)

人事委員会 理事 松野鶴平君(松野鶴平君の補欠) 常子君(カニエ邦彦君の補欠) 常子君(カニエ邦彦君の補欠)

同 常岡一郎君

同 堂森芳夫君

同 藤原道子君

同 千田正君

同 常岡一郎君

同 堂森芳夫君

認めます。よつて、これより発言を許します。小林亦治君。

〔小林亦治君登壇 拍手〕

の席上において、国内食糧の自給度を完達することが日本の独立への最大条件であることを強調し、その余地の十分に存することを唱えて参つたのであります。政府も又輿論化したこれらの主張に応えて、昨年八月、食糧増産計画として、今後十カ年を予定し、差当りその五カ年計画として内容を発表するに至つたのであります。併しこれは、当時私が指摘した通り、自由党のいわゆる選挙政策の一つでありますて、見せかけの看板に過ぎなかつたことを、今回の予算案の編成に当つて明かにその欺瞞性の正体が暴露せられたのであります。たゞそれがかつてお先の見えて来たところの吉田内閣に対し、今更、國の恒久政策の抱負を質することは、あたかも断末魔の病人、死にかかつておるところの患者から遺言を聞くよろなものかも知れませんが、(笑声)ともかく当の吉田内閣が今日なお存在しております、而も二十八年度予算案が本院に上程されかかつておる現状から、政府の諸君が果してどの程度の御見識と良心を持つておられるか、委員会におけるところの私のしばしばの質問に対する當を得ませんのを、念のために、吉田内閣の最後に、当本会議においてこれを質しておきたいといふのが、私の質問の趣意でござります。

色盲であると同時に、政治的には無能無策であると申さなければなりません。 (相手) 殊に山林地主をそのままにしておいて、農地改革が終つたかのごとき説明をなすに至つては、その不見識と無良心はともかくとして、そらぞらしい限りと申さなければならぬのであります。

○政府委員(愛知県一君)　お答えいた
ます。

以上に關して政府の諸君の責任のある答弁を要求いたしまして、再質問を留保いたします。(拍手)

食糧の自給度の向上を図ると、これが基本的に最も大切な政策であります。申上げるまでもございません。二十一年度は、このままにしておきたい。

○國務大臣(田子一民君)　只今の御質疑にお答えいたします。我が国の食糧増産の極めて重大でありますることは、只今小林議員もお述べになりました通りであります。政府においても全然同感であります。今、予算面につきましてその少額なるがこときお話をありました。この政府の増産五ヶ年計画なるものは、必ずしも二十八年度と限つたものでないのありますて、この五年間、次の五年間、合せて十年間に所期の目的を達成せんとするものでありますから、年度限りの財政事情をいろいろ勘案をいたしまして、かようなく結果になることを御承認を得たいと思うのであります。なお本年は、米産の増産につきましては、昨年度より僅かでありますけれども百億の増加を見ておるのであります。なお、財政と食糧の増産計画についての大蔵大臣の御意見は更にあらうと思ひます。

二十一年度予算における。しては、食糧増産対策費として計上いたしました。予算は四百九十二億二千六百万円でござります。これは二十七年度の食糧増産対策費の四百二億七千六百万円に比較いたしますれば八十九億五千万円の増額でございます。二二%強の増額になつておるのであります。一般会計歳出の平均の増加率が三%弱と比較をいたしますすれば、食糧増産対策に重点を置きましたことは明白でござります。又、農林漁業金融公庫に対しましては、二十七年度百億円に対し、財政投融資は、二百五億円より二百三十億円に増額をいたしております。土地改良事業関係への融資の割当は、二十七年度百億円に対して百十二億円に増額をいたしております。耕種改善事業等その他に対する融資も相当額の増額をいたしております。先ほど御指摘の農林省の食糧増産五カ年計画と申しますのは、お話基きまして、二十八年度にできれば九百六十二億円を計上いたしたいといつたのが、この五カ年計画の農林省案であります。先ほどの御指摘でござります。といふ計画でござります。この計画に基きまして、二十八年度にできれば九百六十二億円を計上いたしたいといつたわけですが、これに対し

まして大蔵省といいたしましては、全般の財政事情を勘考いたしまして、なお且つこれに重点を置いて、今申しますたような予算を組んだわけでございます。併しながら、これは単純に今申上げましただけ事足りると思うものではないのでありますて、即ち、積極的に増産も無論必要でありまするが、河川の氾濫等によりまして荒廃して參りまする耕地を守ることも、先ずそれに先んじて必要とも考えられるのでございまして、かくのごとき観点から、治水、砂防、河川改修等の事業につきまして十分の予算を組みました次第でございますから、御了承願いたいと存ります。(拍手)

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

「並びに」を「」に改め、「又は満州國の行つた医師考試の第一部考試に及格した者」の下に「及び旧專門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。
附 則

○副議長(三木治朗君) 日程第一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案(藤原道子君外七名発議)を議題といったしまして。

委員会理事藤原道子君。

〔掲載〕

右の議案を発議する。

光緒二十二年二月二十七日

藤原道子
中山壽彥
藤森隆圓
草葉楳治

堂森 芳夫 山下 義信
河崎 ナツ 谷口 弥三郎

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

この法律は、公布の日から施行する。

○藤原道子君 只今議題となりました医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず、本案は藤原道子議員ほか七名の提案でありまして、三月四日の厚生委員会におきまして藤原議員より提案理由の説明がなされたのであります。その概要を申上げますと、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律は、医師法第十二条に対する特例でありますて、從来大陸向けの医師の養成を目的としていた医学校の卒業者や、朝鮮総督の行つた医師試験の第一部試験に合格した者、満州国の第一回試験に合格した者等に對する実績による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

附 則

「並びに「を」、「に改め、「又は満州國の行つた医師考試の第一部考試に及格した者」の下に「及び旧専門學校令（明治三十六年勅令第六十一号）による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

終戦後の医学教育制度の改革により、終しまして、医師になる途を聞くため制限をして医師になる途が全く閉ざされておられるのであります。併しながら、これらの人たちと比較して、医子に關しましては同等以上の知識及び技能を有しながら、

に譲りたいと存じます。かくして質疑を終了いたしました。討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、「これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。決せられました。」

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出を議題といたします)。

先づ委員長の報告を求めます。法務委員長中山福蔵君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右
国会に提出する。

昭和二十八年一月二十六日
内閣總理大臣 吉田 茂

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律(昭和二十二年法律第六
十三号)の一部を次のように改正す
る。

別表第四表名称の欄中「出町簡易
裁判所」を「福島簡易裁判所」、「盛
簡易裁判所」を「大船渡簡易裁判所」
に、「大船渡簡易裁判所」を「田名部簡
易裁判所」に改め、同表所在地の欄
中「愛知県碧海郡安城町」を「安城市」
に、「岐阜県恵那郡中津川町」を「中
津川市」に、「富山县下新川郡魚津町」
を「魚津市」に、「富山县水見郡水見町」
を「水見市」に、「富山县東礪波郡出町
を「富山县東礪波郡礪波町」に、「岡
山県小田郡笠岡町」を「笠岡市」に、
「鳥根県美郷郡益田町」を「益田市」
に、「福岡県山門郡柳川町」を「柳川
市」に、「岩手県気仙郡盛町」を「大船
渡市」に、「青森県下北郡大湊町」を
「青森県下北郡田名部町」に改める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄
区域の欄中「神代村」「泊江村」を「神
代町」、「泊江町」に、同表立川簡易裁判
所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を「瑞
穂町」に改め、同表立川簡易裁判所の管
轄区域の欄中「国府村」を「国府町」
に、同表千葉一宮簡易裁判所の管轄
区域の欄中「長生郡」を「茂原市」、「長
生郡」に改め、同表立川簡易裁判所
の管轄区域の欄中「久努村」を削り、
同表立川簡易裁判所の管轄区域の欄
中「西桂村」を「西桂町」に、同表立川簡
易裁判所の管轄区域の欄中「武庫郡
の内」、「良元村」を「武庫郡」に改め、同表三田
簡易裁判所の項を次のように改め

昭和二十八年三月六日
参議院会議録第二十一号
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

六四

ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第三、輪田品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) を議題といたしました。

卷之三

輸出品取締法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 大野 伸陸

輸出品取締法の一部を改正する法律案

新田品取締法の一部を改正する
法律

輸出品取締法（昭和二十三年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「をいへ、「輸出業者」とは、輸出品を輸出し、又は輸出品と

して政府に譲り渡す者をいい、「生産業者」とは、輸出品を生産し、又

は加工する者」を削る。
第四条を次のように改める。

第四條 主務大臣は、輸出品の品質を指定して、その各々につき、品質に関する最低の標準又は包装条件及びその標準又は条件に達して

昭和二十八年三月六日 参議院会議録第三十一号

二　主務大臣は、前項の規定により指定された輸出品の特定の地域における声価を維持するため特に必要があると認めるときは、その品目及び地域を指定して、前項の規定により定められた標準又は条件より高い標準又は条件及びその標準又は条件に達している旨を表示すべき様式を定めることができる。
第六条第一項中「その輸出品の輸出業者又は生産業者が」を削り、「様式に従う表示」の下に「主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間を経過しないものに限る」を加え、「又は書き下しを表示をしようとする者」に改め、同条に次の一項を加える。
3　前二項の規定は、左に掲げる場合は、適用しない。
一　本邦にある外國公館が送付する貨物その他主務省令で定める貨物を輸出するとき。
二　当該貨物の輸出が輸出品の声価を害するおそれがないと認められる場合において、主務大臣が許可したとき。
第七条及び第七条の二を次のよう改める。

の地域に輸出されるものは、同条第一項又は第二項の規定により定められた様式に従う表示（主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間経過しないものに限る）及び表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

3 第四条第二項の規定により指定された輸出品であつて、同項の規定により指定された地域に輸出されるものは、同項の規定により定められた様式に従う表示（主務大臣が指定する輸出品にあつては、表示の日の後主務大臣が定める期間経過しないものに限る）及び表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出してはならない。

4 第四条第一項又は第二項の規定により指定された輸出品にそれぞれこれらとの規定により定められた様式に従う表示をしようとする者は、その輸出品がそれぞれこれらの規定により定められた標準又は条件に達しているときでなければ、その表示をしてはならない。

前二項の規定は、前条第三項に掲げる場合は、適用しない。

る品目に属するものは、その指定された輸出品であつて、同条の規定により定められた条件に係る様式に従う表示をするには、特別の機械器具その他の設備又は知識経験を要するものと認めて主務大臣が指定する品目に属するものは、その指定された日から六十日を経過した後は、政府機関又はその品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者でなければ、同条の規定により定められた条件に係る様式に従う表示をしてはならない。

4 主務大臣は、第一項又は第二項の規定による登録をしたときは、その登録をした者（以下「被登録者」といふ）の氏名又は名称、住所及びこれらの規定による表示の業務に係る事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

第七条の三中「前項第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七条の五 主務大臣は、第七条の二第一項の下に「又は第二項」を加え、第四号を削る。

第七条の五を次のよう改める。

第七条の四中「第七条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、第四号の規定による登録の申請が左の

各号に適合してゐると認めるときでなければ、これを登録してはならない。

一 主務大臣が定める機械器具その他設備を用いて第七条の第一項又は第二項の規定による表示の業務を行ふものである。

二 主務大臣が定める条件に適合する知識経験を有する者が第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務に從事し、その数が主務大臣が定める数以下であること。

三 第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務を行ふため主務大臣が定める地域ごとに一以上の事業所を有すること。

四 第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて、これららの規定による表示の業務の運営が不公正となるおそれのないものであること。

五 法人である場合には、その構成員又は構成員の構成が第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の業務の公正な運営に障害を及ぼすおそれのないものであること。

六 その登録することによつて申請に係る品目に属する輸出に係る第七条の二第一項又は第二項の規定による表示の能力が著しく過剰とならないこと。

器具、同項第一号の機械器具及び數字、主務大臣は、前項第一号の機械器具及び數字

査機関の検査をパスした輸出品にクリー
ムが生じた場合の責任や補償はどう
か」という質問には、「立証が困難な場
合もあるが、輸出専用保険を活用するな
ど、何らかの形で救済する必要を認め
る」という答弁でございました。それ
から「事業協同組合が、その事業の一
部として検査を行うとか、或いは専門
に検査のみを行う組合として登録を願
い出た場合、その登録者はどう取扱わ
れるか」という質問に対しましては、
「検査員の身分が保護されており、公
正な検査を行い得る場合には、登録す
るようにしていい」との答弁がありまし
た。その他、検査員の素質向上策や国
際商事仲裁委員会及び駿河羽二重の問
題などにつき質疑が行われました。

かくして質疑を終り、討論を省略いた
しまして、採決に入りましたところ
で、全会一致を以て本改正法案は原案
通り可決すべきものと決定いたしまし
た。

以上を以て御報告を終ります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は全会一致を以て可
決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いた
しました。次会の議事日程は決定次第
公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

○本日の会議に付した事件

一、国家公安委員の任命に関する件		一、食糧増産計画達成に関する緊急件	
質問		質問	
一、日程第一 医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案		一、日程第二 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	
出席者は左の通り。		出席者は左の通り。	
議員	議長 佐藤 尚武君	議員	議長 佐藤 尚武君
伊達源一郎君	副議長 三木 治朗君	伊達源一郎君	副議長 三木 治朗君
竹下 豊次君	館 哲二君	竹下 豊次君	館 哲二君
高木 正夫君	高橋 道男君	高木 正夫君	高橋 道男君
加藤 正人君	木下 辰雄君	加藤 正人君	木下 辰雄君
加賀 操君	片柳 真吉君	加賀 操君	片柳 真吉君
岡部 常君	赤木 忠雄君	岡部 常君	赤木 忠雄君
飯島通次郎君	奥 むめお君	飯島通次郎君	奥 むめお君
結城 安次君	石黒 忠篤君	結城 安次君	石黒 忠篤君
村上 義一君	森 八三一君	村上 義一君	森 八三一君
三浦 卯雄君	前田 義君	三浦 卯雄君	前田 義君
堀越 優一君	藤森 鳳治君	堀越 優一君	藤森 鳳治君
横尾 慎一君	中山 福藏君	横尾 慎一君	中山 福藏君
早川 信次君	内村 清次君	早川 信次君	内村 清次君
岡田 一郎君	小笠原 三男君	岡田 一郎君	小笠原 三男君
木村 祐一君	加藤シヅエ君	木村 祐一君	加藤シヅエ君
守江君	内村 芳夫君	守江君	内村 芳夫君
澤瀬君	芳田 深川タマエ君	澤瀬君	芳田 深川タマエ君
大谷 六郎君	西田 岩木	大谷 六郎君	西田 岩木
深水 米治君	千田 波多野	深水 米治君	千田 波多野
徳川 賴貞君	菊田 岩木	徳川 賴貞君	菊田 岩木
大島 定吉君	鈴木 喬	大島 定吉君	鈴木 喬
寺尾 豊君	千田 池田七郎	寺尾 豊君	千田 池田七郎
厚生大臣	上條 愛一君	厚生大臣	上條 愛一君
山縣 勝見君	栗山 良夫君	山縣 勝見君	栗山 良夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	宗司君		宗司君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		石坂 豊一君
	中村 正雄君		中村 正雄君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	岡田 宗司君		岡田 宗司君
	原 虎一君		原 虎一君
	荒木正三郎君		荒木正三郎君
	矢崎 三義君		矢崎 三義君
	三輪 貞治君		三輪 貞治君
	三輪 虎一君		三輪 虎一君
	小林 亦治君		小林 亦治君
	原 虎一君		原 虎一君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	内村 清次君		内村 清次君
	三橋八次郎君		三橋八次郎君
	加藤シヅエ君		加藤シヅエ君
	内村 芳夫君		内村 芳夫君
	岡田 文重君		岡田 文重君
	吉田 法晴君		吉田 法晴君
	藤原 道子君		藤原 道子君
	梅津 錦一君		梅津 錦一君
	高田なほ子君		高田なほ子君
	カニエ邦彦君		カニエ邦彦君
	九鬼紋十郎君		九鬼紋十郎君
	前之園喜一郎君		前之園喜一郎君
	黒川 武雄君		黒川 武雄君
	石坂 豊一君		

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部

十五円

(配送料未定)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九四一四三
九〇〇〇一電
官製鑄